資 料

第5次カリキュラム改正に向けた本学看護学科の取り組み -建学の精神に基づいた実習カリキュラムの改定-

小川純子 岩崎紀久子 永田文子 篠原良子 佐佐木智絵 坂下貴子 渡邉多恵子 淑徳大学看護栄養学部看護学科

Efforts by The School of Nursing of Our University to Revise the Curriculum : Revision of the Practice Curriculum Based on the Founding Spirit

Junko Ogawa, Kikuko Iwasaki, Ayako Nagata, Yoshiko Shinohara, Tomoe Sasaki, Takako Sakashita, Taeko Watanabe School of Nursing, College of Nursing and Nutrition, Shukutoku University

要旨

本稿は、第5次カリキュラム改正に向けた実習カリキュラムの改正に関する組織活動をまとめたものである。カリキュラムの改正にあたり、看護学教育モデル・コア・カリキュラムや看護基礎教育検討会報告書、看護学実習ガイドライン、さらには淑徳大学看護栄養学部看護学科の教育課程の編成・実施方針を踏まえて検討した。また、大学の特色を踏まえた独自性のあるカリキュラムを構築するために、看護学科教員による「建学の精神をふまえた看護学教育と育てたい学生像と必要な教育」について、実習に関わる教員の意見を取り入れながら検討した。その結果、建学の精神である「共生」を軸にした看護実習カリキュラムを作ることができた。

キーワード:カリキュラム改正、共生、看護基礎教育

Key Words: curriculum revision, symbiosis (living together), basic nursing education

I. はじめに

大学教育は、学校教育法に基づく大学設置基準のもと編成されている。看護系大学における教育は、1991年の大学設置基準大綱化後に、「看護学教育に関する基準」が定められ、専門職としての確固たる倫理観に基づき、看護に求められる社会的使命を有効に遂行し、生涯に亘り自己の資質の向上に努めることのできる人材の育成を、教育目的とすることが定められた(大学基準協会 2002)。その後、2017年に文部科学省より提示された「看護教育モデル・コア・カリキュラム」において、臨地における実習の学習目標が示されている(文

部科学省 2017)。さらに、「大学における看護系人 材養成のあり方に関する検討会 第二次報告 看 護学実習ガイドライン」では、表1に示したよう に看護学実習の目的が具体的に示されている(文 部科学省 2020)。

一方、厚生労働省により作成されている看護基礎教育カリキュラムは、これまで4回改正された。今回の第5次改正は、少子高齢化による人口構造の変化や、医療ニーズの多様化、疾患構造の変化、療養の場の多様化、されには情報通信技術の急速な導入などの社会的背景のもと行われ、看護職は、多様な場で患者の多様なニーズに応じることができること、対象者に合った保健医療福祉を提供す

表 1 看護学実習の目的(大学における看護系人材養成のあり方に関する検討会 第二次報告 看護学実習 ガイドライン 2020より引用)

- 1. 看護学実習は、学生が学士課程で学修した教養科目、専門基礎科目の知識を基盤とし、専門科目としての看護の知識・技術・態度を統合、深化し、検証することを通して、実践へ適用する能力を修得する授業である。病院、施設、在宅、地域等の多様な場において、多様な人を対象として援助することを通して、学生が対象者との関係形成を中核とし、多職種連携において必要とされる連携・協働能力を養い、看護専門職としての批判的・創造的思考力と問題解決能力の醸成、高い倫理観と自己の在り方を省察する能力を身に付けることを目指す。
- 2. 看護学実習はカリキュラムの一環に位置づけられ、その具体的な方法は各大学が責任をもって決定する。看護学実習は次世代の看護系人材を育成する重要な教育・学修の場であり、学生は実習における学びを卒業後の継続的な学修につなげるといった自己研鑽に努め、さらに成長することを目指す。
- 3. 看護学実習は、看護コアカリに示された「臨地実習における学修の在り方(特徴)」の学修目標(①~⑥)の到達を目指す。
 - ①学修した看護学の知識・技術・態度を統合し、根拠に基づき個別性のある看護を実践できる。
 - ② 多様な場で展開される、人々の多様な生活の実際を理解できる。
 - ③ 多様な社会資源、サービス、制度の実際を見ることで看護の受け手の生活に関わる社会資源の意義を説明できる。
 - ④ 実習の積み重ねを通して、必要とされる看護が場や看護の受け手により異なることを理解し、看護者の役割を創造的に考察できる。
 - ⑤実施した看護の意味や課題を、看護の受け手を中心とする視点や倫理的観点で振り返ることができる。
 - ⑥実践の振り返りを通して、看護専門職としての自己の在り方を省察し、看護の質の向上に向けた自己研鑽ができる。
- 4. 「看護学実習の目的」の設定は大学の責任の下に行う。大学は、教育理念、教育目標ならびに「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)との一貫性をもって、さらに社会の多様性やヘルスケアニーズにも対応することを工夫し、カリキュラムに実習科目を体系的に位置付け、全ての看護学実習科目を総括する目的を設定する。

るために多職種と連携することができることなど が求められ、2022年度入学生以降に適用される。

本学科においても、2019年12月から新カリキュラム(以下新カリとする)の検討のためのワーキンググループが組織された。本稿では、実習に関するカリキュラムの改定について報告する。

II. 実習に関する文部科学省の改正 カリキュラムのポイント(厚生労 働省、2019)

第5次カリキュラム改正では、総単位数の増加、 基礎分野の単位の増加、情報通信技術に関する内容の充実、「在宅看護論」の「地域・在宅看護論」 への名称変更、技術項目の収れんなどが含まれる が、ここでは実習に関する改正のみを記す。

- ① 専門分野の臨地実習単位は、現状のまま23単位と変更はないが、総単位数の23単位から、各教育内容の単位数の合計17単位を減じた6単位については、学校又は養成所が実習単位数を自由に設定できる。
- ②成人看護学、老年看護学の臨地実習の単位数について、現行のそれぞれ6単位と4単位であったものから、合計4単位とする。
- ③ 実習前後の講義や演習、振り返りなどを積極的

に活用し、学生が主体的に学ぶことができる教育方法を推進する。

- ④ 療養の場の多様化を勘案した多様な実習施設に おける実習の推進を図るため、病院以外の場に おける実習の単位数に上限を設けない。
- ⑤ 基礎看護学及び成人看護学の実習施設については、病院を1カ所以上確保することとしつつ、人々の療養の場の多様化を勘案し、一定の質を担保した上で多様な場での実習を推進するよう要件を見直す。
- ⑥ 複数の領域を横断した科目設定など、包括的・ 継続的に看護を学修できるカリキュラムを構築 する。
- ⑦ 所在する地域の特性や学校の教育理念などの大 学の特徴を生かしたカリキュラムを策定する。

III. 本学看護学科の実習カリキュラム 改正への取り組み

1. 建学の精神をふまえた看護学教育と育てたい 学生像

カリキュラムは、大学の独自の教育理念や特色に基づき編成するものである。特に第5次改正においては、指定規則に則りながらも、各大学の教育理念を反映したカリキュラムが求められた。改

正にあたり、看護学科のディプロマポリシーと教育目標(表2)を再確認するとともに、看護学科の教員全員で「建学の精神をふまえた看護学教育の在り方」「育てたい学生像/看護師像」「必要な教育内容」について教育向上委員会主催の研修(Faculty Development;以下FDとする)として機会を設けて検討した。「建学の精神をふまえた看護学教育の在り方」については、1回目のFDの前にWebフォームを用いて調査をした。一部抜粋したものを表3に示した。

2020年7月にWEB会議システムを用いて行った1回目の看護学科FDのグループワークでは、

育てたい看護学生像/看護師像として、「共感性をもっている」「利他共生を忘れない」「相手とともに歩んでいかれる」「人のために行動できる」「相手の考えを否定せずお互いに尊重できる」「患者に関心をもって相手を慮る」「寄り添うことを体現化できる」などの、他者とのかかわりの中での「共感」「思いやり」をもつことに加え、「芯の強さをもってしなやかな心でいられる」「自分で自分の体験を意味づけていく力がある」「倫理観をもっている」「看護職として喜びや意義を感じ、働き続ける」「主体的に行動できる」「卒業後も成長し続けられる」など、と人として専門職としての個人の

表 2 看護学科のディプロマポリシーと教育理念

[卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)]

- 1. 社会の構成員としての基本的知識・技能・態度
- 社会生活で必要となる汎用的技能及び社会の一員として求められる態度や志向性を身に付けているとともに、人類の文化、社会と自然に関する知識について理解している。
 - 1)日本語及び外国語によるコミュニケーション能力を身に付けている。
 - 2)情報通信機器の活用に関する知識・技能を持ち、利用における法令順守の態度を身に付けている。
 - 3) 問題を発見し、課題を解決する能力を持ち、立案・実行過程で主体性を持って協働できる態度を身に付けている。
 - 4)人間・文化・社会・国際事情あるいは自然等について幅広い知識と理解を有している。
- 2. 看護学分野における知識・技能・態度

看護学に関する考え方及び基礎知識・技能を体系的に理解し、さまざまな実践の場で活用する技能・能力を身に付けている。

- 1) 看護学を構成する基本的かつ体系的な知識・技能を身に付けている。
- 2) 看護師・保健師の免許を有し、医療や福祉分野との協働・連携ができ、高い専門性と意欲や能力を身に付けている。

[看護学科の教育目標]

看護学科では、社会の一員として求められる倫理観と良識ある態度の修得をもとに、看護学の基礎的な知識と技術を修得し、それらを必要とされる場において、適切に用いることができる思考力、判断力、実践力を備えた保健医療 福祉の分野で活躍できる看護専門職を育成します。

- 1) 共生の精神を基盤とし、人々の尊厳と人権を擁護しうる高い倫理観を養い、看護専門職者として、対象者にとっての最善について考え、行動できる能力を培う。
- 2) 人類の文化、社会、自然等に関する幅広い知識と理解力を培うとともに、知識・技術・対人関係能力および情報活用能力を活用し、地域社会の特性や対象者のニーズに合わせて看設を実践することができる能力を培う。
- 3)主体的に課題発見・問題解決に取り組む能力、及び協力し合う態度を養い、対象者の健康と安定について主体的に課題を 見出し、解決に取り組む能力を培う。
- 4)人々の健康と生活の質向上に向けて保健医療福祉チームの一員として連携・協働できる看護実践能力を培う。
- 5) 自己の行動に責任が伴うことを自覚し、自ら行動を調整する能力を培うとともに、保健医療の専門職者としての責任を果たすために自己の課題を明確にし、生涯学び続ける態度を養う。

表3 建学の精神をふまえた看護学教育の在り方に関する教員の意見(抜粋)

- 淑徳はtogether with him という理念をもっており、これを看護教育に反映させることで、一方的な押し付けではない看護能力の育成が実現可能であると考える。学生が講義や実習などの教育のなかで、共生の具体を知り得る・学修することができると良いのではないか。
- ●「建学の精神」は、看護専門職としてという以前に「人」として重要な「精神」であると考えるため、1年生では「ひとりの人」としての「利他共生」を考え体現し、4年生で卒業するまでに「看護専門職」としての「利他共生」を考えられるようになると良いのではないか。
- 建学の精神を教育に活かすことによって、あたたかな心を持った、人と心を通わせることのできる看護師にそだってくれるように、実習など様々な機会で相手を思いやるということを意識づけられるように努力していきたい。
- 本校での建学の精神に根差した看護教育実践を本当に考えていきたいのであれば、教育に携わる私たち一人一人が自分自身を見つめなおす=「自分にとってのあたりまえに疑問をもつ」ということから始める必要があるのではないか。
- 老年看護実習 I では、長谷川理事長に大巌寺と淑徳大学との関係、看護は生老病死すべてのステージ関わることや、音楽法要などについて講話して頂いた。学生は、動画を見た学生の学びには、建学の精神である感恩奉仕につながることや回向文から利他共生につながることが学べたと記載されていた。そのため、建学の精神は折に触れ看護とつなげて、学生に伝えることができると考える。
- ●多くの学生は専門職の資格を取る目的で大学に入学することから、学生が関心をもつ専門科目の講義や演習・実習のなかで利他共生を養っていく必要があるのではないかと思う。

力を求める意見がみられた。

同月に開催した2回目の看護学科FDでは、育 てたい看護師(看護学生)像に向け必要な教育内 容について、グループに分かれて検討した。ワー ク後の発表では、「建学の精神に関係する科目(共 生論・仏教看護論等) は必修とすると共に、実習 やそれぞれの科目の中でも共生の理念を伝えるこ とが必要」「単独の科目ではなく、4年間を通して コアとなる部分(建学の精神; 共生)を伝えてい くために横のつながり、科目間の連携が必要」「淑 徳大学ならではの看護師像につながるようなオリ エンテーション、ルーブリックを用いて可視化し、 学生の意識づけを促す| 「対人援助職の基盤となる 傾聴や共感を学ぶ科目(人間関係論・対人関係援 助論) は重要であるので継続していきたい」「健康 な人を知る機会が大切。健康な高齢者を対象にし た老年看護学実習 I はとても良いと思う | 「患者か ら学ぶという視点が大切|「自分が考えたことを言 葉にして、相手に分かるように伝える力を高める 教育が必要」「専門職者としての看護の能力も重要 だが、人として『自分も相手も違う人間である』 ことを認め合いながら寄り添える力がつくような 体験や教育が必要」などの意見がみられた。

2回の看護学科FDを通して、単独の科目では なく、4年間を通して学生に、「建学の精神に則っ た教育」「淑徳大学だからことその看護教育」を伝 えられるようなカリキュラム作りが必要だと再確 認した。本学の建学の精神である「利他共生(他 者に生かされ 他者を生かし 共にいきる)」の理 念は、看護専門職の役割と通ずるところが多いた め、学生が、「自利利他(自らの人格のために修行 し努力することと、他者を生かすために自分が尽 くすことを、共に行う)」を理想とし、常に「感恩 奉仕(生かされていることへの感謝を返す)|の心 を意識できるようなカリキュラムが必要と考え、 看護基礎教育の中心となる実習プログラムに、「共 生」という言葉を用い、本学の独自性を踏まえた 自律的なカリキュラムの構築を行う事とした。ま た、昨今の学生の学習状況を踏まえ、実習時間外 に「学生が個々の実習を振り返り、自身で実習体 験を意味づけられるようにする」ことで、より実 質的な学修とするため、「1単位45時間」につい ても検討する必要があると考えた。

2. 実習カリキュラム改正のプロセス(表4)

2019年12月に、第5次カリキュラム改正に向けて、岩崎学科長の下、ワーキンググループのメンバーが招集された。ワーキンググループは、「教育課程全般(基礎教育・専門教育)」「保健師課程」「実習」の3つに分かれた。最初は、小川(小児)、永田(老年)、篠原(母性)の3名で「実習」を担当した。看護学教育モデル・コア・カリキュラム(文部科学省2017)や看護基礎教育検討会報告書(厚生労働省2019)、看護学実習ガイドライン(文部科学省2020)や関連研修会の報告、さらには淑徳大学看護栄養学部看護学科の教育課程の編成・実施方針を踏まえた上で、実習カリキュラムの変更内容について検討した。

建学の精神を基盤としたカリキュラム作成のためには、看護学科教員の意見が必要なこと、教員全員にカリキュラム改正に関わってもらうことで、新カリへの理解も深めてもらう必要があると考え、先に示したFDを開催し、教員の意見を収集した。看護学科FDを受けて、領域毎ではなく4年間を通した一貫した実習プログラムの検討が必要であるということになり、2020年9月より、坂下(基礎)、佐佐木(成人)、渡邉(地域・在宅)にも加わってもらった。

2020年9月の実習ワーキンググループでは、1単 位の実習時間を検討した。現行では1単位45時間 であるため、事前事後課題の時間は0時間である。 しかし実際には、実習前課題や実習の行動計画作 成、実習の学びの整理、看護計画作成などで、1日 2時間以上自己学修に要している現状があった。 そこで、1単位30時間にすることで、2単位の場 合には、実習60時間、事前事後課題30時間とな り、学生の自己学修時間を適正に設けることがで きると考えた。出来るだけ臨地での実習時間は確 保しつつ、実習時間外に学生が、実習を振り返り、 自身で実習体験を意味づけられるようにすること で、より実質的な学修となると考える。さらに実 習では、「知識・技術を看護実践の場面に適用し、 看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を 養う」「対象者及び家族の意思決定を支援すること

表4 実習カリキュラム改正のプロセス

開催月	<u> </u>
2019年12月	• ワーキンググループメンバーの組織化 役割の決定
(全体WG1回目)	カリキュラム改定スケジュール(ガントチャート)の確認【看護基礎教育検討会報告書】により現行カリキュラムとの変更点に関する共有
2020年1月 (全体WG2回目)	 日本私立看護系大学協会主催の研修会「カリキュラム構築に向けたスキルアップを目指して」の共有 看護学教育モデル・コア・カリキュラムとの照らし合わせは、2017年に現行カリキュラムと照らし合わせ点検済であることを確認 【看護基礎教育検討会報告書】と看護学科の3つのポリシー及び看護学科教育目標(案)をもとに領域の科目との照らしあわせ
2020年2月 (全体WG3回目)	●日本看護系大学協会主催の研修会「看護学士課程におけるコアコンピテンシー」の共有 ●教育課程全般の記録及び教育課程課程と指定規則との対比表によりコアコンピテンシーや看 護学科の教育目標・3つのポリシーより本学の特色として、「IV群 特定の健康課題に対応す る実践能力:エンドオブライフケア」「V群 多様なケア環境とチーム体制に関する実践能力: 地域と生きる」「VI群 専門職として研鑽し続ける基本能力:宗教と看護」の3点を反映して いくことを共有
2020年6月 (実習WG & FD委員)	●7月の看護学科カリキュラム検討FDに関する内容の検討 ●FDの前に、「建学の精神をふまえた看護学教育の在り方」に関する意見をGoogleフォームで収集
2020年7月 (FD2回実施) 看護学科教員	 1回目:事前のアンケート調査『建学の精神を踏まえた看護学教育のあり方』を受けて、育てたい学生像/看護師像についてグループで検討・共有(オンライン) 2回目:1回目の話し合いの内容を整理した『育てたい看護師像(看護学生像)』を受けて、育てたい看護師(看護学生)像に向け必要な教育内容についてグループで検討・共有(オンライン)
2020年9月 (実習WG)	今まで実習単位は「1単位45時間」であったが、本学の学生の特徴を考えると、実習に向けた準備と振り返りの時間を多くとる方が学びの深化につながると考え、実「1単位30時間」とすることを検討 FDでの結果をふまえ、本学の建学の精神である「共生」を軸にした実習プログラムを検討
2020年10月 (全体WG5回目)	「共生」を軸にした実習プログラム作成に伴う実習の学年進行や名称変更について提案
2020年10月 (全体WG6回目)	 「基礎看護学実習 I (1年次)」⇒「共生基盤実習 I:看護を知る」、「老年看護学実習 I (2年次)」⇒「共生基盤実習 II:対象者を知る」、「基礎看護学実習 II (2年次)」⇒「共生基盤実習 II:専門職としてかかわる」と変更する方向で検討 総合実習 (2単位)を、3単位にし、統合実習 (4年次)の名前を共生発展実習に変更 成人看護学実習 II (2単位)と成人看護学実習 III (2単位)を統合し4単位 母性看護学実習と小児看護学実習の統合を検討していることが報告
2020年11月 (学科会議)	•10月のWGでの検討が看護学科の学科会議で承認。さらに、共生基盤実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、看護過程展開実習(3年次領域実習前)は、基本的に全領域の教員が関係することを確認 •全領域の教員が関連する実習科目の担当領域は実習内容確定後検討する予定
2020年12月 (全体WG8回目)	・共生基盤実習の授業概要の作成担当教員を決定し、内容を検討
2021年1月 (全体WG9回目)	 ●母性看護学実習と小児看護学実習を統合し、生育期看護学実習(4単位) ●看護過程展開実習の対象領域を、「基礎」「成人」「老年」とする ●共生基盤実習ⅡとⅢの対象領域は、全領域とする ●「共生基盤実習Ⅰ:看護師を知る」「共生基盤実習Ⅱ:地域で暮らす人々との共生」「共生基盤実習Ⅲ:看護職者に学ぶ共生」科目名を修正
2021年3月 (実習WG) (学科会議で報告)	 臨地実習に置かれた科目は、指定規則に則った科目名称が望ましいとアドバイスがあり、名称を下記のように修正 ①共生基盤実習 I →基礎看護学実習 I (看護師を知る) ②共生基盤実習 II →基礎看護学実習 II (地域で暮らす人々との共生) ③共生基盤実習 II →基礎看護学実習 II (看護職者に学ぶ共生) ④看護過程実習 →基礎看護学実習 IV (看護実践場面における共生) ⑤生育期看護学実習→母性小児看護学実習
2021年6月	基礎看護学実習 I ~IVの科目名に、() 書きでの追記が承認
2021年12月 (実習WG)	 基礎看護学実習 I (6月4週目)、基礎看護学実習 II (6月2~3週目)は、各領域から教員を配置する。教員は、I 又は II のどちらかを担当し、基本的に両方担当することがないように配置 基礎看護学実習 II は、地域で暮らす人々との共生について学ぶ科目とするため、地区踏査などを行う予定の「健康生活支援論」と関連付けられるとよい 基礎看護学実習 III (2年次後学期)も、基本的にすべての領域が担当するが、この時期に基礎看護学領域は実習が入っていないため、基礎看護学40,在宅4、その他の領域11(学生数110として)を担当 基礎看護学実習 IV は、基礎看護学領域が担当であるが、公衆衛生実習担当教員以外(准教授以下)が担当 統合実習は、共通の目的・目標として、多職種連携・倫理・共生を含める
2022年1月	• 2022年度からの新カリキュラムにおける実習について、「実習時間の計算(「1単位30時間、
(学科会議で報告)	1時間=45分」)と、共生関連実習の設定について説明

表 5	現行の宝習カリ	キュラムと改正案	(2020年9月)
1X J	近1100大日カラ	T1ノムと以上来	

時 期	現在の実習	単位	新カリキュラムにおける実習(案)	単位
1年次6月	基礎 I(病院)	1 単位	→共生基盤実習 I : 「看護」を知る	1 単位
2年次6月	老年 I(地域)	2 単位	→共生基盤実習Ⅱ (地域):対象者を地域住民に広げる。「人 として」を中心に学ぶ	2 単位
2年次2月/3月			→共生基盤実習Ⅲ (病院):専門職者として対象者に関わる	1 単位
	基礎Ⅱ(生活援助)(病院)	2 単位	→看護過程実習	2 単位
3年次9月	成人 I (看護過程) (病院)	2 単位		
3年次後期	領域別実習	2 単位 7 領域	成人Ⅱと成人Ⅲを合体する(4単位のまま) 小児と母性を統合する;育成期看護実習(4単位のまま)	2 単位 7 領域
4年次5月	総合実習	2 単位	地域連携に特化する?→共生発展実習:共生の精神を基盤とし、連携・協働を学ぶ実習 2週間から3週間に戻す(全体発表までの準備期間を含む)	3 単位
		23 単位		23 単位
3年次	公衆衛生基礎	2 単位		2 単位
4年次	公衆衛生展開	3 単位	4年次から3年次に時期を移したい	3 単位

の重要性を学ぶ」「チームの一員としての役割を学 ぶ」「保健・医療・福祉との連携、協働を通して、 切れ目のない看護を学ぶ」「地域における多様な場 で実習を行う | などが達成できるようにカリキュ ラムを検討した。現在は成人領域で6単位の実習 が必要であったが、新カリにおいては、成人・老 年で4単位は必須、6単位は自由裁量である。こ れを受けて、2年次6月の老年看護学実習 I を地 域における住民と関わる実習に変更することとし た。また、成人領域が2単位少なくなることから、 成人領域では、成人【の実習をなくす方向で考え ているとのことであり、代わりにこの時期に、基 礎看護学実習(2単位)を行い、この実習の中で 看護過程を学ぶこととした。さらに、1年次6月 ~2年次末までの3つの実習を、共生基盤実習 I・ Ⅱ・Ⅲとし、領域を超えて全ての教員が関わる実 習とした。さらに、4年次の総合実習を共生発展 実習とし、3単位に変更した(表5)。

10月の全体ワーキンググループにて、9月の検討案を提示し、基本的な方向性は良いが、実習の名前については検討が必要との意見がでた。11月の学科会議では、10月の名称で提案し、承認された。その後、科目の授業概要を確定する中で、「共生」という一本の軸の中でそれぞれの共生基盤実習の中心となる目的が明確になった。そこで、2021年1月には、「共生基盤実習Ⅰ:看護師を知る」「共生基盤実習Ⅱ:地域で暮らす人々との共生」「共生基盤実習Ⅲ:看護職者に学ぶ共生」と実習の内容が一目で分かるように、科目名を修正した。周産

期の実習施設が不足していることや、現在母性看護学実習を子育て支援施設で、一方NICU見学実習を小児看護学実習で行っているという現状があり、どちらもこどもが生まれ、育っていくことを看護する領域であるため、母性看護学実習と小児看護学実習を統合し、生育期看護学実習とすることに決定した。

しかし、提出に向けて最終確認をする部門より、臨地実習科目名は、指定規則に則った科目名称の方が望ましいとの意見があり、生育期看護学実習は母性小児看護学実習となり、共生基盤実習は基礎看護学実習とし、基礎看護学実習 I (看護師を知る)、基礎看護学実習 II (地域で暮らす人々との共生)など、内容に関する説明は、科目名では括弧書きで残すこととした。

IV. 新カリで新しく構築した建学の精神「共生」に関連した実習(表6、表7)

本学科の教育目標1に掲げている「共生の精神を基盤とし、人々の尊厳と人権を擁護しうる高い倫理観を養い、看護専門職者として、対象者にとっての最善について考え、行動できる能力を培う」ことを達成できるよう、旧カリにおける「基礎看護学実習」「老年看護学実習I」「成人看護学実習I」「総合実習」を、共生関連実習(基礎実習I~IV)として設定した。共生関連実習は、本学のカリキュラムの根幹となる科目であるため、全ての領域の教員が協力して行うこととした。

本学では、現行の実習カリキュラムにおいても、 1年次の6月という早い時期に最初の実習を行っ ている。この「基礎看護学実習I(看護を知る)」 は、病院の看護師の看護活動の見学を通して看護 師がどのように患者に関わっているのかを知る実 習である。この時期に実習をすることで、学生自 らが看護を学ぶことの意義を確認し、動機づけを 高めるとともに、人間性を育み、看護職者として の自覚を養うきっかけになると考える。2年次前 学期に行う「基礎看護学実習Ⅱ(地域で暮らす人々 との共生) は、地域で生活する乳幼児とその親、 高齢者、障がいをもち特別支援学校に通っている 学生、障がい者、外国人など、様々な人々が生活 したり、通っている施設で実習をすることで、地 域で暮らす人々の生活、健康、価値観の多様性に 気づき、その人にとっての最善を考える実習であ

る。看護職がいない施設もあるため、看護職の役 割と直接結びつけることが難しい学生もいるが、 患者である前に1人の人であり、患者と看護職と の関係の前に、人と人としての関係があることに 気づいてもらうために新しく構築した科目であり、 「共生」に関連する科目の中でも、最も「共生」を 意識しやすい科目と考えている。2023年度から、 1年次の前学期に自校教育の中核としての「利他 共生 | という科目が始まり、建学の精神や大乗仏 教、生老病死、学祖の生涯などについて学ぶ。入 学してすぐに「共生」について理解することは難 しいが、「利他共生」の授業で学んだことを、2年次 の前の春休みに「基礎看護学実習Ⅱ(地域で暮ら す人々との共生)」の事前課題として、復習しても らい、2年次前学期に実習につなげる予定である。 基礎看護学実習Ⅲ(看護職者に学ぶ共生)は、

表6 建学の精神「共生」に関連する実習科目(1)

科目名	基礎看護学実習 I (看護を知る)	基礎看護学実習 II (地域で暮らす人々との共生)	基礎看護学実習Ⅲ (看護職者に学ぶ共生)	基礎看護学実習IV (看護実践場面における共生)
学年/単位数 日数(臨地)	1年生/ <u>1単位</u> 4日(2日間)	2 年生/ <u>2 単位</u> 8日(5 日間)	2 年生/ <u>1単位</u> 4日 (2 日間)	3 年生/ 2 単位 8日(6日間)
時 期	6月4週目	6月2週目・3週目	2月3週目~3月1週目	9月2週目・3週目
目的	医療施設におけてる思うでは、おけば、表表を見います。 という という という という という という という をいる という をいる という をいる きょう から という をいる きょう から という をいる きょう という にいる という	地域で暮らす人々の多様性を理解し、対象者の 生活や価値観を尊重する ことを学び、対象者にと っての最善を考えること ができる。	看護を必要とする人々 へ行われている援助の見 学、参加をとおし、看護 職者の役割を学ぶととも に、対象者との共生、対 象者にとっての最善を考 え、行動できる能力を養う。	入院患者を受け持ち、看護過程を展開し、対象者の健康状態、および健康障害から引き起こされる基本的ニーズの変化をとらえ、その人に必要かつ適切な看護援助を実践するための基礎的能力を養う。
目標	1. 看護学生としてのぶ。 切な実習態度を学感してのぶ。とれてのでででででででできます。 2. 看護には、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	 地域で表される。のある。のある。のままは解すする。人々ある。のは、とないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	 看護を要とする見看的を表すを見看的えるなの参援加助の考すを見看的えるなのの参照がある。 金融を表するを表するを表するなのでは、 金融を表するなるなるなるなるができます。 金融を表するなるなるがあれる。 会のでは、 のを理るのでは、 のを理るのでは、 のを理るをのでは、 のを理るをのでは、 のを理るをのでは、 のを理るをのでは、 のを理るをのでは、 	1. 受け持ち患者のアセスメントを行い、 患者を身体的・心理的・社会的側面から統合的に理解する。 2. 受け持ち患者のアセスメントから 看護問題を明らかにする。 3. 受け持ち患者の看護問題に対する 看護計画を立案する。 4. 立案した看護計画に基づき実践する 5. 看護とした看護計画に評必要な修正を行う。 6. 看護職として、自身の看護について言護化し他者と共有する。 7. 看護帝学ぶものととして、 観を持って行動する。 8. 実習をとおして自己の課題を明確
主担当領域		●老年、母性・小児、公 衆衛生		●基礎
教員数	12~14名(各領域から): 基礎4,成人3,老年1, 精神1,母性2,小児1	16~18名(各領域から): 基礎2,成人3,老年2, 精神1,母性1,小児2, 地域7	全領域で担当:学生数 110人とした場合(基礎: 40,成人:22,精神:11, 老年:11,小児・母性: 22,在宅:4	公衆衛生実習担当教員以外の教員(准 教授以下)全員

表7 建学の精神「共生」に関連する実習科目(2):統合実習(共生発展実習)

	現行カリキュラム	新カリキュラム	
時期·単位	4年次/2単位/5月2週目~3週目	4年次/3単位/5月2週目~4週目	
目的	看護の対象となる人々に対し、これまでに学んだ看護の機能を統合的に駆使し、健康の維持増進、健康問題の解決のための支援のあり方を学生個々が主体的に考えて実践する。とりわけ、人々が自分自身の問題として健康問題をとらえ、自分と家族のセルフケア能力を向上させ、社会資源を利用しつつ、健康を維持した生活ができるような支援を実践する。このことにより、看護の総合的な能力を養うとともに、自らの看護観を深めることを目的とする。	地域や病院・施設など、様々な場で生活を営む看護の対象となる人々に対し、これまでに学んだ看護の機能を統合的に駆使し、個々の健康の維持増進、健康問題解決のための支援のあり方を考えて実践する。対象となる人々の、個人・集団としての特徴を理解し、その人々が様々な側面において健康に生活を維持していくために必要な資源を探索・構築し、活用・提供することによって、健康を維持した生活ができるような支援を実践することを目的とする。	
目標	 看護の対象となる人々の健康増進、健康問題解決にむけた看護の視点が理解できる。 看護の対象となる人々の健康問題を自身のこととして捉え、セルフケア能力の向上にむけた援助ができる。 看護の対象となる人々およびその家族が、適切な社会資源を利用しながら健康の維持・向上をめざした支援を実践することができる。 実習を通して、看護の総合的な能力を養い、自らの看護観を深めることができる。 	 対象となる人々の健康的な生活の営みについて検討し、必要な支援について考え、支援を提供する。 対象となる人々が健康的な生活を営み続けるために必要な、フォーマル・インフォーマルな資源について考え、必要な資源を探索・構築することができる。 対象となる人々が健康的な生活を営むために必要な多職種の連携について考え、その中で自らが果たすべき役割について明確化することができる。 対象となる人々の健康的な生活の営みと、営みを継続するために必要な資源について、それぞれの考えを整理・共有することで、様々な状況下で他者に関心を寄せ、他者と共に生きるための姿勢を身につけることができる。 	

実際の看護場面を見学又は参加する形態での実習 である。本学のカリキュラムにおいて、2年次は、 看護基礎科目と看護専門科目が入り交じり、授業 や課題が多く、学ぶことを得意としない学生にと っては、進路に迷いが生じる時期である。また3年 次前学期は、後学期の領域別実習に向け、専門的 な科目や手技の演習といった実践に近い授業が多 い。この時期に、学生主体での看護実践は行わな くてよいが、看護師の実践を見学あるいや一部参 加という形で看護職者の役割を学び、対象者との 共生や対象者にとっての最善を考えることで、学 ぶ必要性を実感する機会になると考えている。さ らに、最近の学生は「場」になれることに過度に 緊張したり、時間を有する者が少なくない。そこ で、3年次の9月にある、入院患者を受け持ち、 看護過程を学ぶ基礎看護学実習IV(看護実践場面 における共生)の前に、見学や一部参加という形 で看護の場に同席することは、学生の心と身体、 学びの準備になると考えている。

さらに、4年次の統合実習(共生発展実習)に おいては、現在の最終目的は、「看護の総合的な能力を養うと共に、自らの看護観を深めること」で あったが、新カリにおいては「対象となる人々の、 個人・集団としての特徴を理解し、その人々が様々 な側面において健康に生活を維持していくために 必要な資源を探索・構築し、活用・提供すること によって、健康を維持した生活ができるような支援を実践することを目的とする。」となっており、対象者個々の健康状態の多様性に合わせて支援することに重きをおいている。現在の2週間から、3週間へと、期間が1週間増える事から、実践の場で学ぶ機会も、また学生同士でディスカッションする機会も増やすことができ、看護学実習の集大成として、必要な学びができると考える。

V. まとめ

2022年度カリキュラム導入にあたり、2019年12月 より、ワーキンググループのメンバーのみならず、 看護学科の教員総動員で新しいカリキュラムを構 築した。今回の指定規則改定の主な趣旨は、「地域 に暮らす人々の理解とそこで実践される看護を学 ぶことを強化」し、「実習施設要件を見直し多様な 場での実習が促進される」ことであった。本学の 「共生」に関連した基礎看護学実習、特に基礎看護 学実習Ⅱ(地域で暮らす人々との共生)において は、30以上の多くの医療・福祉施設で実習をする ことができ、看護の対象者の幅を広げ、多様性の 理解を深める機会になった。まだ始まって2年目 であり、これから、基礎看護学実習Ⅲ(看護職者 に学ぶ共生)、基礎看護学実習IV (看護実践場面に おける共生)、統合実習(共生発展実習)と進んで いく。カリキュラムはこれで完全ということはな く、常に見直しが必要である。今回、実習の軸として「共生」を用いるにあたり、「共生のルーブリック評価」も作成した。今回作成したカリキュラムで学んだ学生が、「共生」について理解を深めていくことができるのか、作成したルーブリック評価は、実習の評価指標として適切なのかなどの検証が必要である。

VI. 利益相反

記載すべき利益相反はありません。

引用文献

大学基準協会(2002). 21世紀の看護学教育. https://www.juaa.or.jp/common/docs/publication/about/01/21_century_nurse.pdf (2023年10月20

日閲覧)

- 厚生労働省 (2019). 看護基礎教育検討会報告書。 https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/ 000557411.pdf (2023年10月20日閲覧)
- 文部科学省(2017).看護学教育モデル・コア・カリキュラム.https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2017/10/31/1217788_3.pdf(2023年10月20日閲覧)
- 文部科学省 (2020). 大学における看護系人材養成のあり方に関する検討会 第二次報告 看護学実習ガイドライン. https://www.mext.go.jp/content/20200330-mxt_igaku-000006272_1.pdf (2023年10月20日閲覧)